

## 家族を扶養から外すとき(現況調査版)

現在、被扶養者として認定されている人について、認定要件に該当しなくなったときは、速やかに削除の届出をお願いします。

被扶養者が就職したときや、年間収入130万円、月換算108,334円(60歳以上は年間収入180万円、月換算150,000円)以上の継続的な収入が得られるようになり、基準を超える見込みの収入があるときには、速やかに「被扶養者(異動)届」を提出ください。  
 なお、扶養の事実が無いにもかかわらず、届出が遅れた場合は、判明した時点ではなく**事実発生日にさかのぼって資格を削除とし**、当該期間中に保険診療や給付金、健診等の補助を受けていたときには、当健康保険組合が負担した医療費、給付金等を返還していただくことになります。

### 扶養を削除するときの手続き

提出書類	被扶養者異動届 (扶養認定調査時は扶養認定調査書(裏面)の「扶養削除届」)
添付書類	「被保険者証」「高齢受給者証(交付を受けているとき)」「限度額適用認定証(交付を受けているとき)」 ※被保険者証等を失くされた場合は「健康保険被保険者証滅失申請書」を提出してください。
提出期限	扶養をしなくなった事実発生日から5日以内

### 被扶養者削除日/添付書類一覧

事由	削除日	添付書類
就職等により、就職先の健康保険に加入したとき (パート、アルバイト等を含む)	就職した日	就職先の被保険者証[写]
被扶養者の収入が「扶養認定基準額」を超えたとき 「扶養認定基準額」については、下表(参考)をご参照ください。	収入が認定基準額を超えた日 ※よくある事実発生日判断「事例1」, 「事例2」を参考にしてください。	収入が確認できる書類 ①給与収入の場合は、直近3ヶ月の給与明細[写]、源泉徴収票(写) ②事業収入・不動産収入の場合は、直近の確定申告書B(第1表・第2表)[写]、収支内訳書、所得税青色申告決算書[写] ※①②いずれも、収入超過の事実発生日がわかる明細  年金収入の場合は、年金振込通知書又は年金改定通知書いずれか最新のものを[写]
参考	<b>被扶養者となる方の区分</b>	<b>認定基準額(年)</b>
	60歳未満の方	130万円未満
	60歳以上の方 又は障害年金受給している方	180万円未満
		<b>月収の目安</b>
		108,333円
		149,999円
被保険者と離婚したとき	離婚日	離婚日が確認できる書類[写]
家族が死亡したとき	死亡日の翌日	死亡が確認できる書類[写]
家族が75歳になったとき (後期高齢者医療制度に加入)	75歳の誕生日	—
家族が65歳~74歳で一定の障害があると広域連合の障害認定を受けたとき	障害認定を受けた日	障害認定日が確認できる書類[写]
他の家族に扶養される時	新しい保険に加入した日 結婚の場合は婚姻の日	新しい健康保険証[写] 婚姻日が確認できる書類[写]
別居(生計維持関係がなくなった)	別居を始めた日	該当被扶養者の住民票原本
雇用保険の失業給付を受給したとき (注)基本手当日額が3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)の場合は、被保険者により生計が維持されていると判断し、引続き被扶養者となります。	受給開始日	雇用保険受給資格者証[写]
出産手当金・傷病手当金を受給したとき	受給開始日	給付金支給開始決定通知書[写]
その他(認定基準を満たさなくなったとき)	基準を満たさなくなった日	該当の収入が確認できる書類[写]

### 《基準額を上回る給与収入(パート・アルバイト)のケース》

健康保険の被扶養者となれる人の収入は上記のように、『130万円未満/年、又は180万円未満/年』と法律で定められています。  
 給与収入の場合、通勤交通費やその他の手当等を含んだ総支給額です。  
 年金の場合は、介護保険料や税金控除前の支払金額です。

これは必ずしも1月~12月の収入が基準額を下回っているかということではありません。年の途中で状況に変化があった場合は、その都度そこから向こう1年間の収入見込みが基準額未満かどうかによって、被扶養者でいられるか、削除しなければならないかが決まります。  
 目安となる**事実発生日**は、下記の事例をご参考にしてください。期間に定めのある雇用契約でも、月額を12倍した額を年収としますのでご注意ください。  
 \* 年間収入の限度額を超えてからでなく、働きだした(収入が増えた)時点より被扶養者削除となります。

**事例1** 5月から働き始めた(給与収入額13万円/月)が、契約が有期だった為10月末に再び無職無収入となった

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				就職					退職		
				← 削除(認定不可) →							
				▲事実発生日						▶再認定可能	

⇒契約が有期の場合でも収入は年に換算して確認しますので、5月から扶養削除となり、退職した後に再認定を希望する場合は改めて認定申請手続きが必要です。

**事例2** 調査対象月(6~8月)中のひと月だけ高収入のため、平均収入額が認定基準を超えた。その後は、結果的には基準内で収まっている

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9万	5万	7万	20万	8万	4万	8万	10万	3万	10万	9万	9万
				▶調査対象期間			▲削除基準日			▶再認定可能 1/1~	
							▶経過観察期間(認定不)				

⇒給与収入にかかる基準超過での削除基準日10月1日で扶養削除となり、その後は連続する3ヶ月での平均月額が基準内の翌月から再認定が可能(申請手続は必要)です。